# 株式会社愛媛建築住宅センター 耐震評定業務約款

#### (総則)

- 第 1 条 依頼者(以下「甲」という。)及び株式会社愛媛建築住宅センター(以下「乙」という。) は、次の各号に掲げる図書に定められた事項を内容とする契約(以下「本契約」という。)を履行する。
  - (1) 耐震評定依頼書(以下「依頼書」という。)
  - (2) 本約款
  - (3) 株式会社愛媛建築住宅センター耐震評定業務規程(以下「業務規程」という。)
  - (4) 株式会社愛媛建築住宅センター耐震評定業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)
- 2 本契約は、甲が乙に依頼書を提出し、乙が受諾書を甲に交付することにより成立するものとし、その締結日は、受諾書に記された日とする。

#### (業務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、業務期日(業務規程第13条第1項に定める「業務期日」をいい、同条2項の規定により、変更した場合はその変更後の業務期日をいう。以下同じ。)までに評定業務(業務規程第2条に定める「評定業務」をいう。以下同じ。)を完了しなければならない。

## (手数料の支払い)

- 第3条 甲は、乙に対し、手数料規程に基づき算定され、受諾書に記載された評定手数料を乙が 甲に受諾書を発行した日から10日を経過する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなけ ればならない。
- 2 甲が前項の支払いを遅延した場合は、前条の規定にかかわらず、乙は、当該手数料の支払いがあるまで、交付を延期することができる。この場合において、乙が当該交付を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

# (業務期日の延期にかかわる損害等)

第4条 業務規程第13条第2項の規定に基づいて乙が甲に業務期日の変更を求める場合で、その理由が、天災地変、戦争、暴動、内乱、準拠する法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他不可抗力による場合は、乙は甲に生じた損害については、その賠償の責に任じないものとする。

#### (乙の債務不履行責任)

第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、 乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

# (甲の債務不履行責任)

第6条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

#### (評定の結果に対する乙の責任)

- 第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、業務規程第2条に定める「耐震評定結果通知書」の交付を受けた後に評定の判断に誤りが発見された場合、乙に対して追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。
  - (1) 甲の依頼図書等に虚偽又は不実の記載があったことその他甲の青に帰すべき事由。

- (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰すことができない事由。
- 2 前項の請求は、前項の交付の日から5年以内に行わなければならない。
- 3 甲は、第1項の交付の際に判定の判断に誤りがあることを知ったときは、前項の規定にかか わらず、その旨を第1項の交付の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償 を請求することができない。
- 4 第1項の請求額の上限を手数料の2倍までとする。
- 5 乙が行う評定は、次の各号に掲げることを保証するものではない。
  - (1) 評定の対象となる建築物、建築物の部分(以下「建築物等」という。)及びその耐震改修後の建築物等が、建築基準法その他の法令に適合すること。
  - (2) 評定の対象となる建築物等及びその耐震改修後の建築物等に瑕疵がないこと。

## (甲の解除権)

- 第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知 してこの契約を解除することができる。
  - (1) 乙がその責に帰すべき事由により、業務期日までに評定業務を完了しないとき。
  - (2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
  - (3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することができないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が評定業務を完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって評定の依頼を取り下げる旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、評定手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に 請求することができる。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を 乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、評定手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該評定手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を 甲に請求することができる。

#### (7.の解除権)

- 第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知 してこの契約を解除することができる。
  - (1) 甲がその責めに帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
  - (2) 前号のほか、甲の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、評定手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲 に請求することができる。

## (秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

# (別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲 乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

### (準拠法と紛争の解決)

- 第12条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。
- 2 この契約に関する一切の紛争に関しては、松山地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。